

資料(追加)

I 水道事業会計の仕組み

1. 予算制度(二本立て予算『複式簿記』)

民間企業には予算制度はないが、一般会計のように予算を定める。一般会計は、現金と預金の増減を知る会計(現金主義会計)であるが、企業会計はそれに加え、資産の増減、負債の増減がわかる会計(発生主義会計)である。

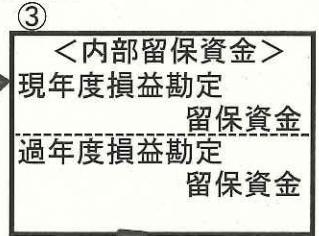
① 収益的収支予算…発生主義予算会計・不均衡予算

※3条予算…経営本体の事業。水道を作り、送り、施設を管理する経費。水道料金が事業収入。

<収益的収支>

(1) 収入	(2) 支出
給水収益 ・ 水道料金 営業外収益 ・ 下水道負担金	・ 維持管理経費 ・ 企業債利息
	・ 減価償却費
	・ 純利益

現年度損益勘定留保資金



② 資本的収支予算…資金予算・均衡予算

※4条予算…水道施設の新設、改良するための事業予算。起債、工事負担金が事業収入。

<資本的収支>

(1) 収入	(2) 支出
・ 企業債収入 ・ 補助金 ・ 加入金 ・ 分担金 ・ 内部留保資金	・ 建設改良費 ・ 企業債元金

③ 補てん財源…収益的収支と資本的収支予算を連結するもの(内部留保資金)

- 1) 利益(収益的収支の利益)
- 2) 損益勘定留保資金

施設整備した資産は、今後再整備する必要があるため、耐用年数に応じ資産減耗した部分を毎年減価償却します。しかし、実際現金支出を伴わないため、一旦会計内に留保される。一般家庭でいうと貯金のような性格のものであり、予算の補てん財源として使うことができます。

《ワンポイント》

水道事業会計には、3つの財布があります。

1番目の財布は、1年間に水を作るのにいくらかかって、いくらで売ったのかを知る財布。

2番目の財布は、老朽化した施設や配水管を新しくするため等、水を作るための施設を建設、更新するための財布です。

3番目の財布は、1番目の利益や減価償却費などを貯金している財布です。

